

第十二回特別弔慰金請求書類

(過去に遺族の中で誰も特別弔慰金を請求していない場合)

C

1 必須書類

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(様式1)
- ② 戦没者等の遺族の現況等についての申立書(様式2)
- ③ 令和7年4月1日(基準日)以降の請求者の戸籍抄本(または戸籍謄本)
- ④ 戦没者の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍
- ⑤ 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍
- ⑥ 請求者の本人確認書類(提示または写しを提出)

2 条件により必要な書類

- ① 先順位者がいないことを証する戸籍(後順位者が請求するとき)
- ② 戦没者等の死亡時から令和7年3月31日までの間の請求者の戸籍
(3~6順位の請求者が請求するとき ※省略できる場合があります。)
- ③ 委任状(様式5)
(請求手続きを委任するとき、同順位者間の調整を委任するとき)

3 その他の書類

以下の条件に該当する場合は、追加で書類提出が必要ですので、区市町村窓口にて御相談ください。

- 請求者が配偶者のとき
- 請求者に成年後見人等がついているとき
- 請求者が基準日以後に死亡し相続人が請求するとき
- 請求者が外国居住のとき
- 請求者の住民票の登録地以外の区市町村での請求を希望するとき

※ 特別弔慰金は、最先順位の御遺族1名に対して支給されます。

※ 戦没者の妻等が、過去に公務扶助料等の年金や特別給付金を受給しており、受給を証明する書類を保管している場合は、窓口にて御持参ください。
(例)年金証書、戦没者等の妻に対する特別給付金の裁定通知書又は国庫債券など

【権利を有する遺族が複数人いる場合の取扱い】

該当する ・ 該当しない

請求者と同じ順位の遺族がいる場合、請求者が全ての同順位者を代表して請求したものとみなされますので、同順位者との調整は請求者が責任を持って行ってください。

なお、同順位者から重複して請求書が提出された場合、あなたの氏名と連絡先をお知らせします。
<裏面も御覧ください。>

4 書類作成の留意点

必須書類

【1-①】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(様式1)

- 請求書の裏面「記載上の注意」をよく読んで御記入ください。
- 読みやすい字で丁寧に御記入ください。(フリクションペン等の消せるボールペンは不可)
- 「国債償還金の希望支払場所」は、日本銀行の国債代理店(ゆうちょ銀行の本店、支店、出張所、郵便局)に限られます。
- もとの身分・除籍時の本籍等については、わかる範囲で記入してください。

【1-②】戦没者等の遺族の現況等についての申立書(様式2)

- 申立書の裏面「記載上の注意」をよく読んで御記入ください。

【1-③】令和7年4月1日(基準日)以降の請求者の戸籍抄本(または戸籍謄本)

- 基準日時点の本籍地で、基準日以後に発行された戸籍が必要です。

【1-④】戦没者の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍

- 戦没者の死亡時の戸籍が必要です。

【1-⑤】年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍

- 公務扶助料等の年金給付の受給権者の死亡等が確認できる戸籍が必要です。

【1-⑥】請求者の本人確認書類

- 詳細は、別紙「本人確認に関するお願い」を御覧ください。

条件により必要な書類

【2-①】先順位者がいないことを証する戸籍

- 前回受給者等の先順位者全員が死亡等していることが確認できる戸籍が必要です。

【2-②】戦没者等の死亡時から令和7年3月31日までの間の請求者の戸籍

- 戸籍の改製や転籍による空白期間がないように、引き続く戸籍を御準備ください。

【2-③】委任状(様式5)

- 請求者本人が区市町村窓口に出向くことが難しく、請求手続きを委任する場合及び諸般の事情により、他の同順位者に自分の連絡先の教示を望まない場合に必要です。
- 裁定後に裁定通知書や国債の受領を委任する場合は、別の委任状が追加で必要です。

※ 裁定都道府県(戦没者等の本籍地等)における審査の結果、却下裁定となる場合や、追加書類の提出を求められる場合があります。その場合は、都道府県から直接請求者又は代理人に連絡があります。